

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、J M I T U 通信産業本部から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 3 年 3 月 8 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

令和 3 年 3 月 4 日

厚生労働大臣 田村 憲久

別 記

東日本電信電話株式会社（埼玉）、株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー（宮城）、株式会社 N T T 東日本ー北海道（北海道）、株式会社 N T T 東日本ー南関東（東京、神奈川）、西日本電信電話株式会社（岐阜、静岡、京都、大阪、福岡）、N T T 西日本ビジネスフロント（兵庫）、株式会社エヌ・ティ・ティ・ネオメイト（京都、大阪）、株式会社 N T T フィールドテクノ（静岡、大阪、兵庫、岡山、広島）、株式会社エヌ・ティ・ティ・マーケティングアクト（岐阜、静岡、

愛知、大阪、福岡)、N T T ビジネスソリューションズ株式会社 (岐阜、香川)、N T T コムウェア九州 (福岡)、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (東京)、株式会社N T T ファシリティーズ (埼玉、東京)、株式会社N T T ファシリティーズ東北 (青森) 株式会社N T T ファシリティーズ中国 (山口)